

平成 18 年度
第 3 回 新南陽地区地域審議会
会 議 録

日 時：平成 18 年 9 月 21 日（木）

場 所：新南陽庁舎 4 階 41 会議室

平成18年度 第2回新南陽地区地域審議会

会 議 次 第

と き : 平成18年9月21日(木)
と ころ : 新南陽庁舎 4階41会議室

1 開 会

2 市民憲章唱和

3 総合支所長あいさつ

4 会長あいさつ

5 議 題

- ・ 市長に対する意見具申について

4 閉会

平成18年度 第3回新南陽地区地域審議会 会議録

日時 平成18年9月21日(木) 9時30分～12時05分

場所 周南市新南陽庁舎 4階 41会議室

出席者 ・委員 11名

菊地 光雄(会長)、伊藤 禎亮、田村 美由紀、浅海 道子、
山本 正之、三坂 妙子、福田 裕子、中山 哲男、岸 義武、
林 保男、築山 博

・事務局 6名

総合政策部企画課長 住田英昭、同課員 青木和裕、
新南陽総合支所長 近森進、地域政策課長 堀常宗城、
同課主幹 片山九五、同課課長補佐 岡田健一

【 会 議 経 過 】

1 開 会

2 市民憲章唱和

3 総合支所長あいさつ

おはようございます。新南陽総合支所長の近森でございます。本日はお忙しい中ご出席いただき、有難うございます。先日の台風13号も大きな被害が無く、ホッとしているところです。周南市も合併して4年目を迎え、市民が、安心安全で暮らせるまちづくりをということで一生懸命頑張っています。また、地域・地域が元気でそして心豊かに暮らせるということで、地域審議会の皆様には、一生懸命ご審議をいただき、今日は意見具申のまとめということですので、より良いものとなるようよろしくお願い申し上げます。

4 会長あいさつ

おはようございます。今年は彼岸花が咲くのが遅いような気がいたしております。秋分の日が近づいて、涼しさが一段と心地良くなってまいりました。皆さんには、この地域審議会勉強会を含めて、数回の会議をもたしていただきましたが、大変熱心に討議いただいたことを改めて御礼を申し上げます。

本日は、ご案内のように、新南陽地区地域審議会の意見具申書の最終まとめとなっておりますので、細部にわたって皆さんのお気づきのことがござい

ましたら、ご意見を賜りたいと思っております。

ご承知のように、前回、A班、B班のそれぞれの部会で討論した結果を発表していただき、全体会議の中で改めてそれぞれの意見をまとめました。ただ、まとめましたけれども、それをどういうふうに意見具申書に記載をしていくかという方法論については、まだ皆さんの意見が一致しておりませんでした。重点的に意見具申をしていこうという案と、いや、もれなく意見具申をして欲しい、という意向もそれぞれありました。その後、皆さん全員が集まって来られるのは、お忙しい方も多いので、6名の委員と事務局で数回にわたって意見具申書の案をつくるべく作業をいたしました。それに参加していただいた委員の皆さんには、大変ご苦勞をおかけいたしました。心よりお礼を申し上げます。

皆様のお手元には、事前に意見具申書（案）を送付しております。今日はまとめてしまいたいと思っております。お手元に修正のご意見が出ておるようですので、十分なお討議をお願いしたいと思っております。簡単ですけど最初のごあいさつとさせていただきます。

3 事務局 — — — 配布資料の確認 — — —

- ① 会議次第
- ② 要望書（福川南地区自治会長協議会）
- ③ 議会議事録（意見具申の項目に関係するもの）
- ④ 地域審議会委員から出された修正案
・ ・ 2件（山本正之委員、田村美由紀委員）

4 議 事

会長： 前もってお配りした意見具申について、これに沿って進めていきたい。項目が9項目あるが、一つずつ区切って、協議をお願いする。そして、最後にもう一度全体を通してのご意見をお伺いするという形をお願いしたい。

事務局からの「読み上げ」という形で、前文から進めていきたい。

事務局： 意見具申ができる根拠について、確認（別紙）。

「前文」と「1. 学び・交流プラザ整備事業の計画策定の推進について」の原文を読み上げる。

会長： 修正案を出された山本委員から「表書きの文書」について修正の説明をお願いする。

委員： 一点目として、地域審議会が設置され、意見具申書を提出することができる法的根拠を明らかにした方がよい。

二点目として審議会という立場から「要望する」という表現は、いかがなものかと思う。説明の文については言い切るほうがよい。

表書き一枚で言いたいことが分かる凝縮した小見出しを、9項目のそれぞれに入れたのはよい。

1番の項目では、永源山公園の南エントランスの件も前に進む方向にあり、いい機会であるので、「委員会の早期設置を」、ということを入れた。

1番の説明の部分で、終わりの行の「委員会を早期に設置されること」と、終わりから4行目の「として整備が期待できます」ということについては、これらの意を踏まえた文言にしたものである。

会長： 表書き前文の部分についての内容は、山本委員が書かれたものがすっきりして、よいのではないか。

委員： 異議なし

会長： 記の1番について、「市民参画による計画策定を」を「市民参画による計画策定委員会の早期設置を」ということでよいか。

委員： 異議なし

会長： 1番の本文について、下の方の部分、「要望します」を「整備が期待できます」あるいは「委員会を早期に設置されること」となっているが。

委員： 意見を伝えるのが具申だから「要望します」ということを入れなくてもよいと思う。

事務局： 一点ほど、事務局案も「これらの建物は昭和40年代前半・・・」としているが、これらの建物の建設年度を確認すると、昭和43年、49年、51年に建設されており、前半を取りたい。

会長： 前半という文言を削除します。

では、「1. 学び・交流プラザ整備事業の計画策定の推進について」はそのようにさせていただく。

次に、2. 福川駅前周辺整備計画の早期着手について

事務局： 「2. 福川駅前周辺整備計画の早期着手について」の原文を読み上げる。

会長：ここでは2カ所にアンダーラインが引いてある。「繋がる」という漢字をひらがなに直してあることと、「駅前周辺の全体計画の早期策定が必要」だということを明確にし、きちんと打ち出してあるということ。これについて、皆さんのご意見は。

委員：（2）で「交番の駅前広場への移設」となっているが、現在の交番は警察官連絡所となって、交番ではなくなっているが。

委員：幹部交番にするときの説明では、交番として残すということであったが約束が違う。

委員：警察官連絡所から交番に戻して欲しい。

委員：「全体計画の早期策定が必要」としているのは、福川駅前の「都市計画道路新南陽下松線」の現況幅員は12m位しかない。計画幅員は16mであり、16m幅員にしたら歩行者がカニの横這いのようなことをしなくてすむ。福川駅前のところは、市有地なので貸している土地を返してもらえれば公園としての整備と併せ道路の整備ができる。駐輪場の整備をするということだが、全体の整備計画の中で位置づけて整備をする必要があり、全体計画の早期策定が必要ということである。

会長：全体の計画があって、部分的な整備はそれに基づいて行なっていくということがオーソドックスでよい。現実には行政の立場では、なかなか難しい面がいろいろあるとは思うが。

交番は実際ないのなら、無人の駅に、無人の交番らしきもの（警察官連絡所）を駅前に持っていても、費用の割には効果がない。意味がないということにならないか。

委員：連絡所であっても、今の連絡所の位置では何かあったときに、不便である。

委員：修正案として「駅前広場への交番の設置」としたらどうだろうか。括弧書きは抹消ということで。

福川地区は人口が11,000人いて、かつては福川に警察署があった。南陽町の合併の時に現在の位置になった。地元は大反対をした歴史がある。

会長：では、括弧は除き、「駅前広場への交番の設置」ということで。語句の問題だが、「整然、清潔、明るい、安心」となっているが、

「明るい」だけが形容詞で、他はみな名詞となっている。名詞でいい言葉はないだろうか。

委員： 「整然、清潔、安心」の「清潔」の中に「明るい」ということも含まれるということでは。

会長： それでは「明るい」を削除してよろしいでしょうか。

委員： 了解

会長： 題の中、「事業」を「計画」に「事業」にアンダーラインが入っているが。

委員： イメージとして、「整備計画の早期着手」にすると事業化が遅れるのではないかという気がなきにしもあらずだが、総合的な計画をしないで、あちこちチョコチョコ整備するというのでは意味がない。そうなら、きちっとした計画の下に事業を推進していくということですよ。

会長： 事業の早期着手ということには、前提として当然「計画」があるということですが、実際問題として、旧新南陽市時代につくった駅前整備計画は御破算になっているのかどうか、あれは大変難しいということで、なかなか進んでいない。

改めて現実的な計画を作り直して欲しいというのが山本委員のご意見だと解釈したのですが。

委員： 計画そのものは新南陽市時代に計画してきたが。新南陽市の西の表玄関口としてのネーミングが出来ていた。

委員： 計画は俎上にあがっていなかった。

事務局： 旧新南陽市のときに計画は確かあった。福川駅周辺整備計画として駅も含め、北側のまち、辰尾公園までも含めた広い範囲のものであった。しかし、それが現実的なものかといえば、今の段階ではちょっと実現は難しいと思う。

会長： 事務局に聞くが、福川駅周辺整備計画の青写真、イラストがついた計画があったが、あれはもう俎上に上がっていないという解釈で、そこからのスタートということなのか。あれはあれとして参考にしようということで、連綿として続いているということなのか。

事務局：現実的な問題として、10年以上前の計画であり、時代が変わっているの、出来るかといえば無理なところがある。あの計画は駅広から辰尾公園まで含めた広い範囲の計画であった。今回は、駅周辺として捉えられているので、それはそれとして新たに作る必要があるのではないか。個人的見解だが、駅周辺をどうするかという計画を先ず策定する必要があるのではないかと思う。

会長： だいたいお聞きのとおりです。では、計画の着手ということで、皆さんよろしいですか。
それでは、次、3番

事務局： 「3. 学校図書館司書の計画的配置について」の原文を読み上げる。

会長： これについて、お手元にあるように田村委員さんより意見が出ています。委員さんから補足をしてください。

委員： 「3. 学校図書館司書の計画的配置について」を読んで、少し違和感を持ったので、参考資料につけました「学校図書館法」を見て修正案を準備した。

原案では、学校司書の役割というものが明らかになっていない。また、記があって、いきなりデータベースというのが出ている。学校図書館司書についての意見具申でデータベースというのはちょっと合わないかなと思うので私の案では入れていない。

主に違うところは、週2回というのが明記されているが、全校で週2回にはなっていないので記述しない方がよい。「心身ともに」から「心の栄養士的な相談相手」、「カウンセラー的役割」、「心の相談コーナーの役割」というのは学校図書館司書の直接的役割ではないのでおかしなことになると思う。

必要としているのは、1校に一人、司書資格をもった司書を、常駐で継続的に配置して欲しいということが目的なので、それを記の下に入れた。

具体的な年度を入れた方がよいのかなと思い、「19年度より着手し3年間で」というのは、私が勝手に書いたもので皆さんのご意見をいただきたい。

委員： 「修正案」と原案と基本的に違うところは、修正案の本文の最後の2行「具体的には、現在行なわれている施策を見直し、次のような施策を新たに実施されるよう要望します。」

現在行なわれている巡回方式による司書の配置を止めてください。そうではなくて、各校に一人ずつ司書を配置し、従来新南陽市で行な

っていた方式でやってください。こうゆう要望ですよ。

実は、前回平成16年度に意見具申をしたときにすごくもめた部分です。当時、合併して、かつて旧新南陽市が行なっていたような各校に一人の専任を置くということは絶対不可能であった。合併を機に、突出した旧新南陽のサービスにあわせるわけにはいかない。旧徳山、鹿野、熊毛にあわせて新南陽でも廃止する、そういう方針であった。

それではせっかくの新南陽のいい部分が全部死んでしまうので何とか残せないかということで、とりあえず新南陽だけに対し行なう、ということにはならないので、巡回ということで、徐々に徐々に拡充していくということで、最終的には、新南陽方式を市内全域で実施しましょうということだった。

ここでもう巡回方式はもういいです。やっぱり各校一人ずつ配置してくださいとしたら、元の木阿弥になるかも分からない。そんな気がする。

委員：最終目的は、新南陽方式だったんですよ。だったら、最終目的の部分を要望しますということで、是非、載せていただきたいと思う。

委員：最終的な目標は、本分の中に入れるべきもので、最初の意見具申の中には入っていた。

委員：経緯についてはよく分かったが、本当に必要なことなんだ、大切なことなんだということを強く要望して欲しい。

委員：具体的には、今の中では、モデル校を数校指定するとか、そのモデル校を使って市の図書館との間で情報を共有できるようにするとかいうのは、最終的には、各校に専任の司書を置くための手段です。

そうゆう形のデータベースを構築し、市の図書館を利活用するとなれば専任の方がいなければ出来ない。

委員：データベース化をするのはすごくお金がかかると聞いたが。その予算でもって司書を配置できるのではないか。

委員：市の図書館のデータベース化は、学校図書館に司書を配置するしないに関わらず進めていく計画となっている。そういうデータベース化を進めていくのに学校図書館を加えて行って欲しい。

委員：司書の方の仕事がデータベース化をするための仕事に取られてしまわないか。

委員：データベース化はそんなに難しいものではない。プログラムをつくらしたりするのは、これは専門家が行なう。司書の方は自分の学校にある図書を管理してそれをデータベースの中に登録をしていく、そういう作業をするのが、司書の仕事となる。そうすることによって、富田であれば、西小学校で東小学校にある本を検索できる。あるいは逆も出来るようになる。相互に融通しあうこともできることになる。

今は、学校の先生が市立図書館に電話して、実際に行って探している。そういうことをしないで済むようになる。

一気に各校に専任の司書を、ということは不可能です。要望はできるが、徐々に進めていく方がよい。

委員：基準を満たしていない小規模校には全く巡回してなくて、現在は、51校中40校への巡回となっている。私の案としてはこれです。

委員：巡回していく基準を変えていく要望もしていく必要がありますよね。ただ、巡回方式を今すぐ止めるということはいかがなものか。

会長：他の委員さんのご意見は

委員：一気に出してしまったら可能性が逆に薄くなるのかなというおそれを感じる。今のをステップアップさせる方が、可能性があるのではないか。モデル校で果たして一校一名の学校司書を整えられるか。現に募集をかけても、資格のない方の応募が多いということで、募集条件で、資格を持った方がわざわざ応募しようという条件でないということではないか。給料をAETのように30万円も出せばあるんだろうけど。学校図書館司書は大切だ、重要だ、ということは分かる。そのことは理解できるが、子どもを取り巻く環境には、他にも大切なことが沢山ある。学校カウンセラーも、「いじめ」とか「不登校」などがある中で、とても大切だ。しかし、今すぐカウンセラーを確保できるかといえば、出来ないのではないか。子どもの成長を考えた時に、一つだけ取り上げてこれが必要だということが言えるでしょうか。トータル的に考えるべきで、学校図書館司書を一校に一人配置をとということのみを地域審議会が言うことには自信がない。

会長：基本的には、あるべき姿は一致している。現実を踏まえて、ステップアップでいくか、要望は要望としていくか、審議会としてどちらの選択をするかということで、前回は、数校のモデル校を作って専任の方がいいなということが広がっていけば、自然に早く目的に到達するのではなかろうかというご意見が多かったように記憶している。

修正案を出された委員さんのご意見は最終的な姿として、皆さん同

様な考えをもっておられるが、現実的な姿で進めていこうという意見が委員さんの多数である。文言については、修正案や先ほどからの意見を踏まえて整理するということでお任せいただけるか。

委員： カウンセラー的なのという文言は省いていただけるか。今の図書館補助員制度で、そうしたことまで求めるのは難しいのではないか。

学校図書館が充実し、うまく機能してくれば、最終的に心の癒しというのは大切だ。現実には、学校図書館は鍵がかかっている時間が多い。心の癒しのために学校図書館司書を雇うのではない。

委員： いま、学校図書館が癒しの場となっているんだから、という意味ではない。たとえ週2回であっても、そういう人たちが子ども達の何らかの形で相談相手になってくれれば、癒しの機会が増えるのだから、より良いのではないかとということで、それを目的にどんどん配置しましょうという意味ではないです。

委員： 学校図書館がきちんとすれば、そうしたことはついてくるものだと思う。心の癒しを目的に司書を雇うわけではない。本来の図書館司書の役割が出ていないと思う。

委員： 心の癒しという効果もあります、ということで載せているので、あまり言葉にこだわらなくてもよいのでは。

委員： 今の社会状況、学校、子供の実情からみると、もちろん司書も大切だが、司書は図書が専門であり、カウンセラーはもっと大切だと思う。専門的なカウンセラーの役割は大きい。

委員： 今あるものを充実させる。カウンセラーはもっと大きい役割

委員： いろんな大人が、心の癒しに関わった方がよいだろう。いろんな相談機能を充実させていくことが必要。専門家は必要だろうけど、今おられる方に関わっていただく

会長： 教育に対しては、皆さんいろんな思いをもっておられる。いろいろな議論が教育に対しては出てくる。今の状態は良いと思いませんからね。

委員： 2～3日前の新聞に出ていた。国から各都道府県に学校図書館を充実させなさいという名目で補助が出ているが、使われていない。これから計画的に使われる。これから全国的に学校図書館が充実される。

最終的に田村さんの言われることもよく分かる。会長と事務局にお任せをしたらどうであろうか。

委員：この会は審議会であって、私の会ではないのでお任せいたします。

会長：それでは次に行きましょう。

事務局：「4・歴史的意義ある『伝承史跡や人物』の継承活動の創設や見直しの推進について」の原文を読み上げる。

会長：山本委員さんの修正案の方が正確かなという気がするが、補足をお願いします。

委員：市内に散見する歴史的に価値あるもの、一番大きな例としては竹島古墳です。土地所有者が東ソーになっているが、今、クローズになっている。あれは文化的価値ある史跡といわれながら埋まったままになっている。それらを含めたものを突破口にして、青少年に歴史上というか郷土愛というか、忘れられているということが裏にあって、それをもう一度表に出そうではないか。そのためには、市が持っている文化財指定制度をもう一回見直してもらい、新たにランクは低くてもいいから、萩がやっている町ぐるみの博物館的なもの、準文化財的なものを制度化してもらおう。その次は、山崎隊なんか戊辰戦争とか教育に生麦事件なんかもやっているが、価値ある歴史教育だと思う。それらをもう少し、子ども達の目にふれる、あるいは街中に歴史文化財として認知して欲しい。伝統史跡というような文言が足りなかったから入れさせていただいた。気持ち的にはそういうことを踏まえた提言としたいということで要約した文書としたもので、少し言い足りないが、「児童、生徒等の子供たちへの歴史教育や市民意識の醸成が図られる。」ということにさせていただいた。例文だからこだわらないが、福川盆踊りの歴史はすごいということを知ったが、早急に保存するという手立てを講じて欲しい。竹島古墳とか塩田跡地とか神社仏閣。新南陽は開作が多い。開作の碑が残っているのが数箇所ある。こうしたものを保存して欲しい。

会長：皆さんの意見を。私は修正案のほうが良いと思うが・・・。

委員：歴史教育というのは、先程の図書館の文化と相通ずるものがあるって、情操教育というようなイメージと思う。あえて歴史教育と固定しなくてもよい。

委員：そうですね、歴史教育というとは何か

会長：新南陽にも郷土史研究会というのがある。先日、専門家から山崎隊の話をしていただいたが、これらは、一般の人にも聞いて欲しい話で、子どもとか一般の人に向けては、紙芝居とか視覚にうったえるようなやりかたを考えたらいいと思う。そうしたことを制度として立ち上げていただいたらいいと思う。

委員：神楽もいろいろあるが、三作神楽は国の指定までいただいている。私たちだけのグループで傳承するのはなかなか難しい。小中学校にも働きかけをしているが、学校も取り組むのに時間がない、ということで受けてもらえない。子供たちが実際学校の中で体験できるようなことに、この歴史教育を利用して取り組まれないかと思う。

委員：ここは、案内板とか標識とかモニュメント等、そういったパッと目にできるような視覚に訴えるようなものをつくって、それをきっかけとしてということで、それでもう一つは完全な歴史教育ということではなく、子ども達の情操を育むということに重点がある。

会長：山本委員の修正案に基づいて、まとめていくということでいかがでしょう。それでは、次5に参りましょう。

事務局：「5. 和田地区における医療体制の継続について」の原文を読み上げる。

委員：AEDを略して書いてあるが、括弧でこうゆうものだというのを、分かりやすく入れて書いたら。

会長：日本語を前にもってきて、括弧書きでAEDを入れるということで。次、6

事務局：「6. 花いっぱい運動の新たな展開について」の原文を読み上げる。

会長：これについては、無償配布の支援をはっきり言うということですか。

委員：徳山は花を種から育てているが、やった事の無いものが立派に育てるのは難しい。当面継続するには、種苗・肥料の無償配布の支援が必要。具体的なことを言った方がよい。

会長： 鹿野地区の施設で頑張って苗を2千本ほど育て、新南陽向けに配布するよう考えているということですから、具体的に来年度の予算に反映されると思う。でも、全部が全部、無償配布ということに新南陽地区だけになるとするのはどうかと思う。むしろ、無償配布というようなことを打ち出さないで、地域に応じたやり方を理解しながらやっていくという、少しマイルドな表現の方が漠然としているがよいのではないか。

委員： それは、地域にそれぞれ個性があって、新南陽地区はこの方式で今までやってきた。それを止めたからつぶれた。だから、元に戻してほしいという新南陽でのお願いである。徳山は徳山のやりかたでやられたらよい。

会長： 花作り運動は、コミュニティのベースになるようなもの。運動を通して人と人とのつながりが強くなり、それが大事だということですよ。皆さんどうですか。

委員： 表現はどうかであっても、実際に施策に反映されることが大事である。会長、事務局に一任します。

会長： それでは、次、7

事務局： 「7. 遊休市有地等の有効活用と処分について」の原文を読み上げる。

会長： これは、語句の問題ですが、他に何かありますか。

事務局： 米光企業団地の名前が上がっているが、プロパー事業である。市において具体的な買戻しということではなく、基本的には企業に行く土地である。最終的には公社が市に帰属する場合もあるので市が買戻すというか、市が引き受けることもあるが、表現上、市が買戻すことを企業団地にくっつけるのは難しいかなと思う。企業に売るために開発した土地ということですから。

委員： 市の土地開発公社は、民間の不動産業者とかいろいろな業者がもっと活発にやっている中、造られたときは必要であったかも知れないが、今の時点で、土地開発公社の存在そのものが不要ないのではないか。

委員： 今、公社がやっているのは、国道拡幅用地の買収を行なっている。これは公社でなければできない。

会長： 「政所駐車場用地」、「米光企業団地」「長田町の公共用地」と3箇所あがっているが、すべてか。

事務局： 政所駐車場用地については、市が開発公社に頼んで買ってもらっている。買い戻すということで計画を立てている。「土地開発公社の経営の健全化に関する計画」というのを立てて、18年度から22年度までの5年間で買い戻す。それが何故出来るかというのと、その計画が総務省に認められ、起債がつくという特例があり、それを活用して早め買い取るという計画を作っている。市がお願いした土地については、出来るだけそれを活用して買い取っていくこととしている。学びプラザの計画されている土地についても、この5年間で買い戻していく。公共用地の先行取得という形で買い戻しをしていく。いろいろな形で買い戻しをしていくことにしている。ただ、住宅団地とか企業団地は、開発公社がプロパーとして開発したものであり、これについて買い戻しはしない。基本的には公社が売るしかない。公社がなくなったときには最終的に市に帰属することになる。

会長： では、「米光企業団地」を除いたもので。次、8番

事務局： 「8. 防災・防犯・安心安全の市民生活対策について」の原文を読み上げる。

会長： 「要望します」という語句が変わっている。皆さんの方で読んで何かありますか。田村委員さんから出ていたトイレの件について、

事務局： 新南陽地区内公共施設の身障者用トイレの状況について説明。

委員： 車椅子用トイレとなっているが、この言い方でよいのか。

事務局： 現在では、オストメイト対応とか小さな子どもさんを連れた方等の利用できる「多目的トイレ」の整備が求められ、その方がよいと思う。

委員： 市民プールとか市民球場にも障害者向けのトイレが必要だと思う。

会長： 委員さんが言われるのは分かり、理想だけど現実には予算的なこともあり、優先順位をつけて整備していくことになるのではないかと思う。そういくことで、この表現でご理解いただきたい。

次、9番

事務局： 「9. 都市計画道路の計画的整備について」の原文を読み上げる。

会長： 山本委員さんから修正案が出ているが、説明をお願いします。

委員： 福川南地区自治会長協議会から出されていた要望書について、緊急な通学道路や水路の改修が必要ということで出している。

会長： 福川南自治会協議会から出された要望書について説明をしてください。

事務局： 第2回地域審議会の後、8月中旬に福川南自治会長協議会から要望書が出された。意見具申のための部会を開催する前であったので、部会で協議していただき、意見具申の中に取り込んでいる。この要望書については、議会には請願書が出され、9月議会で取り上げられている。

会長： お聞きのとおり、福川南地区の自治会長さんから連盟で地域審議会に要望書が出されておりました。今日、はじめてご覧になる方もあると思いますが、要望の内容は、雨が降ると、児童生徒が水浸しになって通学しなければならない状況にある。写真までつけて出されている。市長と議会にも出してあるが、地域審議会からも要望を言ってくださいということだったので、一つの項目として付け加えた。

委員： 東小学校区にも一箇所、産業道路沿いにあるが、一緒に付け加えられないか。

委員： 現在は、ポンプの増強等で改修が済んでいる。

会長： 以上で、9項目がひとつとおりの終わったわけですが、全体を通してのご意見を

委員： 9番の小見出しの所を「都市計画道路の3路線の継続事業化」という表現にしてもらえないか。

会長： 全般を通して意見具申について、何かありますか。

委員： 意見具申書の順番について、今の順番はA班の討議順序から先に出され、その後にB班討議順序をくっつけたものになっている。特にその順序について、優先順にあげたということではないのですよね。

会長：特に強弱はつけずに、いずれも重要なものということということで順番をつけずにいきたいと思うが、学び交流プラザは、メインのリーディングプロジェクトであるから、これは一番ということになります。順序について意見があればご自由に言っていただきたい。

委員：重要度から言えば、安心安全だと思う。

会長：確かに、安心安全については意見具申として出したいという方が多かったですね。

委員：順番を少しでもつける気があるのなら、8番、9番というものを上にあげる方が良い。

委員：意見具申書として市長に渡す時に、会長の方から「別に重要度に応じた順番ではなくて、どれも重要です。」ということをして、一言いっていただければよいのではないか。

会長：他の地区の地域審議会は、こういった状況でしょうか。

事務局：熊毛は2つの部会で検討を進めている、内容はコアプラザ熊毛について、もう一つは熊毛の水問題について。

鹿野については、「コアプラザについて」と「バス交通について」審議しているが、意見具申をされるか否かは分からない。徳山については問題点を整理しようということで部会を立ち上げて進めていこうということになっている。

会長：全体を通して何か、本日も指摘をいただいたことを踏まえて事務局と私の方で整理して、市長に意見具申をしたいと思いますが、もう一度皆さんに見ていただきましょうか

委員多数：もういいです。会長と事務局にお任せいたします。

会長：それではお任せいただくということで、内容についての変更はいたしません。が、「て、に、を、は」等について整理をさせていただく。また、事務局のスタイルは、用紙を節約してあるが、実際に意見具申をするスタイルは、1項目1ページといたしましょう。

会長：皆様方の貴重なご意見をいただき、意見具申をまとめることができました。有難うございました。

意見具申は意見具申だ、ということではなくて、それが実現をされて

はじめて意見具申の意味があったということです。意見具申をした後もいろいろな形で働きかけをしていくことが大切ですし、マスコミ、マスメディアの方にも、こうした新南陽地区の課題について理解をしていただきたいと思います。

皆様方、長時間、有難うございました。

5 閉 会 12時05分

上記は、審議会の経過の要点を記載したものに相違ない。

平成18年 10月 18日

新南陽地区地域審議会 会長

菊地光雄 